

ショートステイ長慶苑（特養併設）ご利用料金表

2024.8.1

1) 市民税課税世帯の場合(標準負担第4段階の場合)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注3)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注4)	機能訓練体制加算*注5)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注6)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)*注7)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注8)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	603	22	6	13	15	12	3	674	25	200	2387	19,437	1,445	915	61,360	80,797		9,547
要介護2	672							743	27		2837	23,098			63,720	86,818		10,307
要介護3	745							816	30		3455	28,135			70,800	98,935		11,107
要介護4	815							886	30		3749	30,529			70,800	101,329		11,867
要介護5	884							955	30		4039	32,889			70,800	103,689		12,627

*一定以上の所得者の自己負担が2割.3割に変更になります

2) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階②の場合)120万円超

(-24.600)

要介護1	603	22	6	13	15	12	3	674	25	200	2387	19,437	1300	430	44,980	64,417	3,535	9,547
要介護2	672							743	27		2837	23,098			46,710	69,808		10,307
要介護3	745							816	30		3455	28,135			51,900	80,035		11,107
要介護4	815							886	30		3749	30,529			51,900	82,429		11,867
要介護5	884							955	30		4039	32,889			51,900	84,789		12,627

3) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階①の場合)80万~120万円以下

(-24.600)

要介護1	603	22	6	13	15	12	3	674	25	200	2387	19,437	1000	430	37,180	56,617	3,535	9,547
要介護2	672							743	27		2837	23,098			38,610	61,708		10,307
要介護3	745							816	30		3455	28,135			42,900	71,035		11,107
要介護4	815							886	30		3749	30,529			42,900	73,429		11,867
要介護5	884							955	30		4039	32,889			42,900	75,789		12,627

4) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で2段階の場合)80万円以下

(-15.000)

要介護1	603	22	6	13	15	12	3	674	25	200	2387	19,437	600	430	26,780	46,217	4,437	9,547
要介護2	672							743	27		2837	23,098			27,810	50,908	8,098	10,307
要介護3	745							816	30		3455	28,135			30,900	59,035	13,135	11,107
要介護4	815							886	30		3749	30,529			30,900	61,429	15,529	11,867
要介護5	884							955	30		4039	32,889			30,900	63,789	17,889	12,627

5) 市民税非課税世帯で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

食費: 300円
居住費: 0円
その他、基本単価、加算は2段階と同じ

高額介護サービス費	自己負担限度額(月額)
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)・現役並み所	44,000円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)	24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者か合計所得が80万	15,000円

*注1 ①勤続10年以上介護福祉士が35%以上。②介護福祉士の占める割合が80%以上。①②いずれかに該当している。

*注2 (Ⅲ)常勤の看護師を1名以上配置している事。

予防ショート料金	
基本サービス費	
要支援1	451
要支援2	561
サービス提供体制加算(Ⅱ)	
	22
機能訓練体制加算	
	12
認知症ケア加算(Ⅰ)	
	3
介護処遇改善加算(Ⅰ)	
	14.00%

利用限度額	
要支援1	5,032
要支援2	10,531

利用限度額	
要介護1	16,765
要介護2	19,705
要介護3	27,048
要介護4	30,938
要介護5	36,217

- *注3 (Ⅳ)看護職員を3名以上配置している事。夜間24時間の連絡体制を整備している事。要介護3以上を占める割合が70/100以上であること。
- *注4 夜勤を行う介護職員が最低基準を一人以上上回っている事。夜勤時間を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している事
- *注5 専従の機能訓練指導体制を1名以上配置している。理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している
- *注6 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の1/2以上であること。認知症実践リーダー研修修了者を配置し職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っていること
- *注7 リハビリテーションを実施している医療提供施設として理学療法士等が短期入所生活介護施設を訪問し事業所の職員と共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成する事。3か月ごとに1回以上計画・訓練の見直しをする事。
- *注8 職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修実地等・資格や勤務年数に応じた昇給の取り組みの整備・改善後の賃金年額440万以上が1人以上。職場環境の更なる改善、見える化・経験技能ある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること等要件すべて満たした場合(基本サービス費に各加算を加えた単位数に14.0%乗じた単位数)

*送迎加算184単位(利用者の心身の状態、家族の事情等から見て送迎が必要と判断した場合。)

*若年性認知症入所者受け入れ加算120単位(40～65歳の認知症と診断された方を入所で受け入れた際にかかる加算)

*認知症行動・心理症状加算200単位。認知症日常生活自立度がⅢ以上で認知症行動・心理症状が認められ在宅生活が困難と医師が診断したものであるとき

*緊急短期入所受入加算90単位。7日を限度(やむを得ない場合14日)利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた場合

*医療連携強化加算58単位。事業所の要件を満たし利用者要件イ～リ(喀痰吸引や経鼻・胃瘻の経腸栄養、褥瘡の処置等の医療行為が必要)のいずれかの状態であること。

*長期利用者に対して短期生活介護を提供する場合。所定単位数から1日につき30単位を減算(連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合)

*看取り介護加算(64単位/日(死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日間を限度))

*個別機能訓練加算(56単位/日)専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、共同して個別機能訓練計画を作成。理学療法士が心身に合わせた機能訓練を実施している。機能訓練指導員が居室を訪問した上で、個別機能訓練計画書を作成し、3か月ごとに1回以上居室を訪問した上で、利用者、家族に対して機能訓練の内容と進捗状況を説明し訓練の見直しを行っている。

特別な食事、理容代、その他日常生活上必要となる諸費用は実費負担となります。

送迎に係る費用 ①184単位加算以外:片道700円 ②実施地域以外:超えた地点から1kmにつき39円

食費・居住費は個人の収入により異なります。